

軽自動車税の減免を受けることができます

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723（内線 514）
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線 752）

和水町では、身体などに障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるよう、軽自動車税について税制面での配慮をしています。下記の要件に該当し、期限までに軽自動車の減免申請をした人の軽自動車税を全額免除します。（原付バイクも対象となります）
※減免可能な台数は、普通車も含め障がいがある人、一人につき1台です。

減免が受けられる軽自動車の範囲

- 次のいずれかに該当する軽自動車
- (1) 障がい者が所有（登録）し、本人が運転する軽自動車
 - (2) 障がい者が所有（登録）し、障がい者等と生計を一にする者（家族運転）がする軽自動車
※ただし、障がい者等の通学・通院・通所・生業の用に供される軽自動車に限る。
 - (3) 障がい者が所有（登録）し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、通学・通院・通所・生業の用に常時介護する軽自動車
 - (4) 身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者又は精神障がい者の場合、生計を一にする者が所有（登録）する軽自動車
 - (5) 障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

対象となる障がいの程度

※障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、あてはまらない場合もあります。

障がいの区分		本人が運転する場合	家族運転の場合
視覚障がい		1 級から 3 級及び 4 級の 1	1 級から 3 級及び 4 級の 1
聴覚障がい		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能・音声機能障がい		3 級	3 級（音声機能障害は非該当）
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 6 級	1 級から 3 級
体幹不自由		1 級から 3 級及び 5 級	1 級から 3 級
心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級	1 級から 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい		1 級から 3 級	1 級から 3 級
療育手帳		障害の程度が「A」と記載された者	
精神障害者保健福祉手帳		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項」に規定する障害等級が 1 級である者	

手続の際に必要なもの

- ・車検証（有効期限が切れていないものに限る）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（2019年 4 月 1 日以前に交付されたものに限る）
- ・運転する人の免許証
- ・マイナンバーカード（個人番号が分かるもの）
- ・印鑑
- ・[納税通知書](#)

※軽自動車の範囲(2)(3)の場合、上記以外に使用目的の証明書など

減免申請の受付期間

軽自動車税納付書を 5 月上旬に発送します。納付書がお手元に届いてから、[5月24日（金）まで](#)の土日を除く期間で、本庁税務住民課または総合支所住民課で受け付けします。

知っておこう！軽自動車税の税率

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723（内線 514）
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線 751）

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている車両の所有者に課税されます。税率（年額）は次のとおりです。

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪車	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
ポートトレーラー		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	6,000 円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

最初（新車）の新規検査年月については自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。なお、今年度課税の重課対象は、自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成18年 3 月」以前のものとなります。

車種区分				税額（年額）		重課税率（年額）
				平成27年 3月31日以前 に新規検査を受けた車両	平成27年 4月 1 日以後 に新規検査を受けた車両	新規検査から13年経過 した車両（※）
軽自動車	三輪（660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

●グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長されました

[平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までに新規検査を受けた車両のうち](#)、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、[今年度分に限り](#)軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです。（※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています）

対象・要件等			特例措置の内容
・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合）			概ね75％軽減
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	排ガス性能		燃費性能
	平成17年排ガス規制75％低減（☆☆☆☆）または平成30年排ガス規制50％低減	乗 用：平成32年度燃費基準＋30％達成 貨物用：平成27年度燃料基準＋35％達成	概ね50％軽減
		乗 用：平成32年度燃料基準＋10％達成 貨物用：平成27年度燃料基準＋15％達成	概ね25％軽減

●グリーン化特例（軽課）適用の軽自動車

車種区分			税額（年額）		
			概ね75％軽減	概ね50％軽減	概ね25％軽減
四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円

軽自動車税を口座振替で納める人へ

口座振替で納税した人には、6 月中旬に納税証明書を郵送します。

6 月上旬に納税証明書（車検用）を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。確認が取れないときは、金融機関に照会してからの発行になりますので、お待ちになる時間が長くなる場合があります。